

令和2年9月定例会会議録

令和2年豊郷町議会9月定例会は、令和2年9月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範

地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第70号	令和元年度財政健全化判断比率について
議第71号	令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率について
議第72号	豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第73号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議第74号	契約の締結につき議決を求めることについて《物品購入契約について》
議第75号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第76号	豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議第77号	令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について
議第78号	令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）
議第79号	令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第80号	令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第81号	令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議第82号	令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
議第83号	令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
議第84号	令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
議第85号	令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第86号	令和元年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第87号	令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第88号	令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 議第 89 号 令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について
請願第 2 号 豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布
を求める請願
- 意見書第 1 号 少人数学級を求める意見書案
意見書第 2 号 新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを求める意見
書案

河合議長

皆さん、おはようございます。少し早いですけども、開会いたします。

これより、令和2年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、日比野雄二議員、2番、辻本勇議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日より29日までの23日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和2年5月分から7月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。

議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりで、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。総務産業建設常任委員

会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。村岸善一総務産業建設常任委員会委員長、報告をお願いします。

村岸総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業

建設常任委員長 皆さんおはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

総務産業建設常任委員会より、閉会中の事務調査として、豊郷町役場庁舎建て替え工事に係る事務調査を行いましたので、ご報告をいたします。

総務産業建設常任委員会では、法第109条に基づく所管事務調査として、役場庁舎建て替えに係る経過等についての事務調査を、6月11日、7月15日、8月24日の3回にわたって行いました。調査を行った理由としましては、役場庁舎建て替えに係る経過につきましては、議会はこれまで疑問点を一般質問等の機会にただそうと何度もしてきましたが、いまだに疑心暗鬼に感じる部分が解消しない状態にあったことから、既に工事も開始されており、豊郷町が次のステップに向かうためにも、1つの区切りをつける必要があるとして、疑心暗鬼の状態を解消するためにも、事の事実関係をしっかり捉え、原因を究明し、今後の改善策を見つけていきたいとして、本年6月定例会以降、総務産業建設常任委員会における所管事務調査を実施してきたものです。

調査の中で、これまでの役場庁舎の建て替えに係る経過を時系列に整理してみたところ、平成24年3月の全員協議会にて行政から耐震結果報告がされて以降、本年6月議会までに全員協議会での説明会は延べ18回を数えており、一方、平成22年9月議会以降に役場庁舎改築等に係る一般質問を行った議員は9名、延べ37回を数えるなど、行政からはその時々議会に対して状況説明が行われてきたと言えます。中でも、平成28年には、町庁舎耐震化増改築整備検討特別委員会を8回にわたり開催し、同年12月には豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議を可決し、議員としても役場庁舎の整備促進を積極的に後押しする姿勢を示してきた経過があります。

しかし、その後、庁舎案をC案からD案に変更するという大きな変化が生まれています。この大きな変化をもたらしたこととなった分岐点が、平成30年5月16日に行われた設計業者との打合せであったことは間違いなく、このとき初めて豊郷町が環境空間設計株式会社から3階天井脱落の可能性があること等の諸報告を聞いて知ったということを経済調査の中で何度も確認をし

てきました。そして、C案からD案に変更されている過程を説明するという極めて重要な場面において、担当課からは多数の記載誤りがある設計業者からの資料が議会に提出され、議会からの指摘によって見直し、再提出を繰り返したこと、提出された資料を読む限りでは、脱落判明の時期が変更決定の時期と時間的に不合理があることなどから疑念が生じ、その疑念を一掃する説明資料となるはずのデータが町にはなく、受託業者自体も保存していなかったことから、後々の混乱を長引かせる原因になったということが今回の調査によって判明しました。

一方、議会としても、行政から全員協議会などの場面で説明を受ける機会があったことから、一般質問等だけではなく、日々の議員活動等において直接担当課に問いかけるなどして、疑問点は何なのかをしっかりと伝えておけば、今日の様子も大きく変わっていったのではないかと感じるどころであり、同時に、今まで以上に議員相互による助言、意見交換等ということも必要ではなかったかと考えるところです。

今回、事務調査により、議会として行政が意思疎通できる関係性を一層築いていくこと、また、そのためにも、信頼関係を築く姿勢を互いに積極的、継続的に進めていくことが、今回のような状況をより早く解決できたであろうし、状況自体を防止できたのではないかと考えるところです。今後は、議会と行政が懇談機会等を重ね、互いに意思疎通が図れるよう実践・継続し、深く丁寧に話し合えば互いに分かり合える関係づくりを築くことが、最終的には町民の皆様の幸せにつながることにすると捉え、町執行部にも理解、協力を求めるものです。

以上で、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

以上です。

河合議長 ご苦労さまでした。

続きまして、高橋直子議会広報常任委員会委員長の報告を求めます。

高橋議会広報

常任委員長 はい、議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。

議会広報常任委員会報告の前に、まず、おわびを申し上げます。

第81号（5月8日発行）におきまして、役場庁舎取壊し部分の図面に表示間違いがあることをご指摘いただきましたので、「庁舎イメージ図の本館には旧館も含まれています」と、次の号であった第82号にて訂正をさせていただきました。

第82号（8月7日発行）においては、承認案件を「承認・不承認」と表記すべきところを「可決・否決」と表記してあることや、中島議員の討論部分の表記におきまして、「本修正案は」とすべきところを「本補正予算は」と表記してあることをご指摘いただきました。誤りですから、次回、第83号にて訂正をさせていただきます。

ご迷惑をおかけしました町民の皆様、議員各位、行政当局の皆様におわびを申し上げます。議会広報常任委員会として、さらに協議を深め、研さんを積んで再発防止に努めていきたいと思っております。

それでは、広報常任委員会報告を続けさせていただきます。

議会広報委員会では、令和2年6月10日、第2回定例会の予算決算常任委員会終了後に、議会だより第82号の発行に向けまして、ページの構成や紙面の役割分担などを決定し、6月19日の定例会終了後に第2回目の広報委員会を開き、議会だより第82号の発行日やページ構成、一般質問記事の原稿依頼など、今後の具体的な進め方について確認をし、発行に向けての作業を進めました。そして、7月7日に第3回となる委員会を開催し、5月に2回開催されました臨時議会での審議内容の記事や、6月定例会で同意のあった農業委員会委員の掲載の仕方、表紙に使う写真の選定や裏表紙に掲載予定の「がんばってま〜す」のコーナー記事の選定などについて検討を進めるとともに、一般質問記事の原稿文や議決の状況についての確認作業などを行いました。7月15日には、第4回となる委員会を開催し、レイアウトや文章表現の修正、文字の校正・確認など、各ページごとに最終点検を行い、一般質問記事での一部修正を求めた箇所を除いて、ほかの部分の確認・編集作業を終了いたしました。その後、委員会で決定された修正内容などに基づいて紙面が完成しているかの最終確認を正副委員長で行い、議会だより第82号を8月7日に発行いたしました。

今回の第82号発行に際しましては、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、今後一層コロナ対策として様々な取組を進めるため、2回にわたって開催がされた臨時議会、そして6月定例会の様子をよりお伝えできればと考えながら編集に当たりました。

表紙部分では、今年度に入って、まだ学校に登校することができなかった子供たちが、ようやく元気に学校に通うことができ、授業を受けたり給食をする様子を写真紹介することで、令和2年7月のコロナの影響を受けている学校の様子を記録するとともに、みんなが動き出したことによる希望の思いを、また、裏表紙の「がんばってま〜す」のコーナーでは、兄弟で相撲に取り組む篠君たちを取り上げ、未来に向かう思いを伝えていきたいという願いを持って編集を進めま

した。

今日、再びコロナ感染が拡大する社会状況となっておりますが、町民の皆さんが日々健康で希望を持った暮らしが一日も早く取り戻せる社会となることを広報編集委員会として心からお祈り申し上げますと同時に、発行に当たってご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

河合議長

ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第70号令和元年度財政健全化判断比率について及び日程第7、議第71号令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して町長より報告を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

改めまして、おはようございます。

提案説明の前に一言御礼を申し上げます。本日、令和2年9月豊郷議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には、令和元年度豊郷町一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算認定案件6件、令和元年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計等の補正予算案件6件、同意案件1件、条例改正案件2件、その他5件、計20件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第70号令和元年度財政健全化判断比率について及び議第71号令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

議第70号財政健全化判断比率のうち実質赤字比率については、一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、令和元年度決算は実質赤字額が生じていないため、数値が現れていません。

連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財

政規模で除したものであります。令和元年度決算は赤字額及び資金不足が生じないため、数値が現れていません。

実質公債費比率については、平成17年度決算から公表しており、平成29年度は0.6%、平成30年度は0.3%、令和元年度は1.2%であります。この比率は単年度だけではなく、平成29年度から令和元年度までの3年間平均の数値であります。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては、充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値が現れていません。

次に、議第71号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するものかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じないため、数値が現れていません。

以上、報告といたします。

河合議長

これで報告は終わりました。

日程第8、議第72号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

議第72号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております吉井厚子さんの任期が本年9月30日をもって満了となります。吉井さんにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項による保護者代表委員として平成28年10月1日から就任していただきました。地方教育行政に精通され、教育に情熱を持っておられ、ご尽力いただいておりますこと、人望も厚く、豊郷町教育委員として適任者と考えておりますことから、引き続き教育委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき議会の同意を求めるものでございます。任期といたしましては、令和2年10月1日から4年間です。

ご審議のほど、ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第72号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第72号は同意することに決しました。

日程第9、議第73号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第73号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております清水明博氏が令和2年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き推薦するものがあります。なお、任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間で、清水明博氏は2期目となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第73号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第73号は推薦案に同意することに決定され

ました。

日程第10、議第74号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

議第74号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

滋賀県学習者用コンピューターの共同調達事業において、去る7月31日に総合評価方式による一般競争入札が実施されましたところ、所在地、滋賀県草津市大路1丁目15番5号、名称、株式会社大塚商会、滋賀営業所所長、宇野直基氏が落札をいたしましたので、その結果を受け、請負契約金額3,387万7,470円で豊郷町立小中学校学習者用コンピューター購入の仮契約を結んだところであります。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、契約の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員

はい、議長、6番。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、議第74号契約の締結につき議決を求めることについて、質疑をさせていただきます。

これは、以前より説明がありまして、県が主体となって入札を行う旨の報告を聞いていましたが、この業者が滋賀営業所となっていますけれども、全国提携の業者なんのでしょうか。全国に仕事を持っておられるのかどうか。

そして、この契約には何者が参加されたのか、お聞きになっていますか。

そして、落札率などが分かりましたら教えてください。

これは、タブレットなんのでしょうか、機種を選定だけなんですけれども、今後のメンテナンスなどはどうなるのでしょうか。この業者が行う方向でしょうか。

よろしくお願いします。

教育次長

議長。

河合議長

馬場貞子教育次長。

教育次長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今回落札された業者が全国展開をされているかということなんですけれども、この業者につきましては、京都に本社がありますので、京都ではされて

いると思います。

あと、今回、何者が参加されているかということなんですけれども、2者でございます。

落札率につきましては100%、メンテにつきましては、していただけるということで落札されたというふうになっております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 このような形で県が主体的に動いてという契約は、私はあまり経験がないんですけれども、つまり、彦根、愛知、犬上郡ぐらいがまとまってなのか、全部の自治体がここと提携をされて、全県的に動いて今後のメンテナンスなどもなさるのかどうかを教えてください。やはりこういう器具というのは傷みがちですので、何かあったときにすぐに対応していただけるのかどうか心配ですので、よろしくをお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回、共同調達をいたしました理由につきましては、小規模自治体等で、G I G Aスクール構想における必要機器等、メンテも含めてなんですけれども、その整備促進とかスケールメリットの発揮、利活用等の円滑等のためにしたものであり、国も推奨していることであります。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第74号につきまして質疑を行います。3点について質問をします。

先ほど次長の答弁で、株式会社大塚商会は本社が東京にあるんです。京都支社、滋賀営業所ということで、一営業所という形であるだけみたいですよ。

最初の1問目、文科省のICT整備5か年計画、2018年から2020年で、その構想は、約3クラスに1クラス分程度のパソコンの整備、それに対してパソコン1台につき4万5,000円の定額補助をするという形のICT構想を進

めていくという形になってはいますが、今回のこの契約金額3,387万7,470円というのは、この落札業者は大塚商会ですけれども、落札に係る種類は3つあるんですね。マイクロソフトウィンドウズの端末、これは普通のパソコンですよ。グーグルのクローム、これも瞬時にインターネットやらにつなげる、そういう端末。それから、アイパッドの端末、3種類で県が共同調達協議会というのを立ち上げてやったわけですが、うちの場合は、この3,387万7,470円というのは、この1、2、3のパターンで、どれをどんだけの数で購入を希望していたのか等、具体的な中身を説明してください。

2番目、現在、豊郷町は、もう既に学習用のパソコンを2018年で4人に1台ということで購入していますが、教育委員会でもう既に町としては購入しているんですけど、このパソコンの購入先はどこだったのか、日頃の管理メンテは、今、小中学校で現在ある学習用パソコンはどこに依頼しているのか、説明してください。

3番目、この共同購入入札、これは各県にも文科省が推奨しているんですけれども、近畿の中でも、ほかの県もどういう状況かも調べましたけれども、滋賀県は入札公告だけしか書いていなくて、あとの結果の参加状況や、各市町がどういう状況だったか、全然非公表で結果も何も書いていなかったんで分らなかったんですが、この推進協議会には豊郷町も中に入っていますから、中身は役場の教育委員会では分かっていると思うので、その中で質問は、この共同調達方式に県下19市町の中で不参加だった市町はどこがありましたか。総合評価一般競争入札ということで、県は今回そういう推進協議会を立ち上げて、各市町の教育委員会からも評議員を出してもらってやっておりますが、例えば奈良県の場合は、この結果を見る限りでは、不参加自治体というのが7自治体ありまして、単独整備というところもあるし、既に整備しているというところもありました。滋賀県の場合も、こういうのはその協議会の中で、豊郷は豊郷の実態も報告して、皆、全体でそれぞれの自治体を出していると思いますが、今回不参加だったのは滋賀県の中ではどこの市町だったのか説明してください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回、うちの使うOSにつきましてはウィンドウズでございます。台数につきましては753台です。

それと、2つ目の質問で、現在購入している業者はどこからか、そのメンテはどこかということなんですけれども、藤野商事でございます。

あと、3つ目の、今回、共同調達で不参加の市町はどこかということでしたが、草津市、高島市、守山市でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、次長の方から、購入台数753台、これは町職員の数も含めてだと思っ
たんですね。子供の数よりも多いなと思ったんです。そして、これまでの教育用パソ
コンの購入は、あそこの東近江市、五個荘の方かな。藤野商事でしたよね。その
台数は4人に1台ということで一応配置されているんですよ、豊郷は。ほんで、
普通教室の無線LANも100%整備になっていますよね。だから、このパソコ
ンが、国が言うてるのは、3クラスに1クラス分をまずこの5か年計画で整備を
してくれと、それで、授業に使うときに全生徒にそれが行き渡って、その中でそ
ういう教育ができるようにということやけど、今までの購入した分のパソコン
と、こんな生徒数よりも多いパソコン、753台買うわけじゃないですか。先ほ
ど2業者だけやと言わはったけど、奈良県の場合でしたら、あれは同じような評
点方式ですよ。それぞれのいろんな部門で点数で積み上げていくやつなんや
けど、決定したのが4者あるんですよ。県下の各自治体にその中から選んでく
ださいというやり方ですけど、うちは2者しか来なかったと、それで1者
が100%で落としていると。この4万5,000円の補助が出るところに、こ
の前、全協でお聞きしたけど、4万4,490円でしたっけ。990円やったか
な。ほとんど一緒ですよ。だから、国の補助金と同額のパソコンを買うわけじ
ゃないですか。それで、なぜ豊郷は、今までのそういうつながりもあるし、数的
に言うと、パソコンもそういう遠いところから買わなくても、近くでもそういう
業者はあるのに、あえてこういう共同購入方式にしたのか。これは、文科省はそ
ういう推奨はしているけど、必ずしなさいとは言っていないんです。全国でも、
小さな小規模な自治体でも、自分ところで調達しますと言って入札していると
ころもありました。なぜ県の協議会に入って一律で今回買おうと決めたのか説
明してください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

本町がこの共同調達に参加したメリットといいますと、今回、GIGAスクー
ル構想といいますのは、1人1台端末を整備するというものでございます。本町

のような小規模自治体、先ほど小規模自治体でも自分のところでやっておられる自治体もあるというようなことをおっしゃられましたが、本町につきましては、コンピューターにおける専門知識も少ないということ、また、共同調達で行うことで単価が抑えられると思ったために共同調達に参加したものでございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑は。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、次長は、メリットとしては共同調達の方が単価が抑えられるというお話ですけど、国が一律4万5,000円は出しますよと、ほとんど変わらない値段で調達しているわけですよ。今、パソコンっていろんな機種があります。だから、市中のいろんなところのそういうのを使っても、4万5,000円も補助金が出るんやったら、いや、うちでもそういうのに入りたいわという業者はあると思いますよ、私は。

今、豊郷は、現実にもう小学校、中学校で学習にパソコンを使用しているんですが、この藤野商事が今までメンテしてくれたパソコンは今後どういう扱いになるんですか。大塚商会というのは京都支所がありますけど、市外業者で、ほんまに何かよく分からんところですよ。そういうところに京都から出てきてもらうと大分時間もかかるんですけど、どういうふうにその2つのパソコンを、教育用、学習用のパソコンとして、町としては今後の維持管理、メンテもしてもらおうと思っているんですか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再々質疑にお答えいたします。

今配置していただいているパソコンですが、この新しく入れようとしているタブレットとは全くCPUの容量が違いますので、それをもって考えたら、リモート学習に対応していけるかという、それはもう対応していきませんので、またクラブ活動等で利用していかうと、こういうふうに思っております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。
河合議長 討論の申出があります。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第74号契約議決案件に対しまして反対討論を行います。

今回の契約は、滋賀県教育委員会が主導して、そういった共同購入推進協議会を立ち上げて行って、豊郷町もそこに希望されて乗って随意契約の契約案件が出ておりますが、この大塚商会は、ほかの他県でも大塚商会の名前も挙がっているところもありました。でも、滋賀県にもそういうパソコンを扱う業者は多くいらっしゃいます。こういった中で、あえて県が1業者に選定する総合評価方式という形にしていますが、入札の結果も公表しない、どこの自治体がどんだけの希望金額を出しているかも書いていない、ただ入札はこうやってありますと、結果だけここでしたという出し方、これは、本来、町の税金、公費で購入するものとしては、この入札の在り方や、また、決定の経過も分からない、また、単価も、国が言っているパソコン購入単価4万5,000円にたった10円しか変わらんという、こういう補助単価とほぼ同じ入札を非公開で県がやっているということ自体が非常に問題です。

それと、先ほど教育長は、容量がすごく変わるから、もう藤野商事のパソコンは使えないんですよとおっしゃったけれども、それならば、やっぱり町に近いところで、こういう容量で、今回はパソコンだけの購入みたいですけど、それに合わせたことは幾らでも今の業界はみんなできますよ。わざわざこんな遠いところに頼んで、そこに契約を決めて、その大塚商会は県下一円に販路が増えていいかもしれません。滋賀県の足場ができたと思っているかもしれませんが、本来でしたら、近くの業者選定をして、そして、長い目で見たら、その方がちょっと困ったときにすぐ頼みやすいわけですよ。そういった利便性やら考えた場合には、この共同購入方式、県が進めるやり方で一括でやるというやり方に、あえて豊郷町がそこに希望する必要はないと考えます。

そういった面では、今回、豊郷の執行部でそういう判断をされたということに対しては、今後のやっぱり問題点を非常に感じますので、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第74号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第74号は原案どおり可決されました。

電話は注意してください。

日程第11、議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、市中金利の実勢を踏まえた還付加算金等の特例基準割合の見直しに伴う所要の改正、法人税の連結納税制度の見直しに伴う項ずれ等所要の改正及び軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しによる所要の改正でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ教えてください。この23条の町民税の納税義務者のところに、法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、収益事業を行っている者は法人とみなして税を課せる町民税の規定を適用するとあるんですが、こういう団体が町内には存在するかどうか、その点だけお教えてください。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

質疑の内容といたしましては、改正文の大きな2条のうちの第23条、町民税の納税義務者等の収益事業に関わるお尋ねやと思うんですけれども、この収益事業というのは法人の課税対象とされるため、本町は約200者ございます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい、結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第75号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第12、議第76号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第76号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、豊郷町手数料徴収条例についても所要の改正が必要なため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第76号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第76号は原案どおり可決されました。

日程第13、議第77号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第77号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月31日限り解散したことに伴い、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算について認定を得るものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 次に、監査委員の審査の報告を求めます。

前田監査委員 議長。

河合議長 前田議員。

前田監査委員 議第77号について監査報告をいたします。

町長より提出されました令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書をはじめ、決算附属書類について、本年8月5日に審査を実施いたしました。審査の結果、審査に付託された決算書、組合決算概要、予算差引簿、残高証明書は、地方自治法その他の諸規定に従い作成されていること、決算の係数についても、関係諸帳簿、証拠書類と符合して正確であることが認められました。

以上、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計決算における審査報告といたします。

以上です。

河合議長 監査、ご苦労さまでした。

これより、審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 次に、議第77号の決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第 77 号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 77 号は認定することに決定されました。

日程第 14、議第 78 号令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算(第 5 号)から日程第 19、議第 83 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 78 号令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算(第 5 号)から議第 83 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)までの各会計補正予算案について一括してご説明申し上げます。

まず、議第 78 号令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算(第 5 号)につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,407 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 60 億 9,965 万 4,000 円とするものでございます。

歳入では、地方特例交付金 371 万 9,000 円、地方交付税 4,388 万 2,000 円、分担金及び負担金 15 万 2,000 円、県支出金 253 万 6,000 円、寄附金 5 万 2,000 円、繰入金 7,130 万 2,000 円、繰越金 321 万 4,000 円、諸収入 671 万 3,000 円を追加し、使用料及び手数料 3 万 6,000 円、国庫支出金 1,636 万 2,000 円、町債 2,109 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費 2,037 万 3,000 円、民生費 1,527 万 9,000 円、衛生費 1,652 万 3,000 円、農林水産業費 381 万 9,000 円、土木費 2,363 万 4,000 円、消防費 37 万 1,000 円、教育費 1,574 万 6,000 円、公債費 2 万 9,000 円を追加し、商工費 170 万円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、10 ページ、款 10 地方交付税 4,388 万 2,000 円の増額、12 ページ、款 14 国庫支出金、項 2 国庫

補助金、目5教育費国庫補助金について、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2,178万3,000円の減額、13ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴い、財源調整として7,062万6,000円の増額、款19繰越金、項1繰越金では、令和元年度からの繰越金321万4,000円の増額、15ページ、款21町債、項1町債、目4教育債では、GIGAスクール構想事業について1,960万円を減額するものであります。

次に、歳出では、18ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症対策福祉事業所等支援金として570万円の増額、20ページ、款4衛生費、項3水道事業費、目1水道事業費では、新型コロナウイルス感染症対策関連経費分として1,530万3,000円の増額、21ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費では、字要望道路整備事業費及び町道路整備事業費等として1,046万5,000円の増加、23ページ、款10教育費、項3中学校費、目3学校整備費では、管理委託料及び施設整備費として869万2,000円の増加、また、この補正予算(第5号)では、歳出全般において、新型コロナウイルス感染症対策によって、事業の見直し・廃止の経費削減を計上したところでございます。

次に、議第79号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億7,462万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金7万2,000円、繰越金344万5,000円、諸収入229万円を追加し、県支出金27万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、保険給付費15万円、基金積立金254万円、町支出金332万7,000円を追加し、保健事業費48万3,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、6ページ、款4県支出金、項1県補助金27万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として保健事業の一部を中止したことに伴う県繰入金の減額及び保険税の減免措置に対する特別調整交付金の増額によるものであります。

款7繰越金、項1繰越金344万5,000円の増額につきましては、令和元年度からの繰越しによるものであります。

7ページ、款8諸収入、項2雑入229万円の増額につきましては、令和2

年2月分診療費の保険給付費を、概算により国保連合会に支払いを行ったため、翌年度精算による返還金が生じたことによるものであります。

次に、歳出では、8ページ、款2保険給付費、項5葬祭費15万円の増額につきましては、件数の増加見込みによる増額であります。

また、款5保健事業費、項2特定健康診査等事業費48万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として保健事業の一部を中止したことに伴う減額によるものであります。

また、款6基金積立金、項1基金積立金254万円の増額につきましては、令和元年度繰越金からの積立てであります。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金332万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に伴う保険税還付金の増及び令和2年2月分診療費の保険給付費分の普通交付税を概算により県から交付を受けたため、翌年度精算に伴う普通交付金の返還金であります。

次に、議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,470万5,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金77万円、支払基金交付金99万4,000円、県支出金33万6,000円、繰入金33万5,000円、繰越金1,904万8,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、保険給付費268万7,000円、基金積立金910万1,000円、諸支出金969万5,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金53万7,000円、項2国庫補助金23万3,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金99万4,000円、6ページ、款5県支出金、項2県負担金33万6,000円、款7繰入金、項1一般会計繰入金33万5,000円の増額につきましては、給付費見込みの増加等によるものであります。

5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金23万3,000円のうち介護保険特別調整交付金10万円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置に伴うものであります。

また、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金99万4,000円のうち26万9,000円の増額につきましては、令和元年度実績額の確定に伴いま

す追加交付によるものであります。

6 ページ、款 8 繰越金、項 1 繰越金 1,904 万 8,000 円の増額につきましては、令和元年度からの繰越しによるものであります。

次に、歳出では、7 ページ、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 53 万 3,000 円、項 2 介護予防サービス等諸費 215 万 4,000 円の増額につきましては、給付見込みの増加によるものであります。

また、8 ページ、款 4 基金積立金、項 1 基金積立金 910 万 1,000 円の増額につきましては、令和元年度繰越金からの積立てであります。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 969 万 5,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による第 1 号被保険者保険料還付金の増及び令和元年度実績の額の確定に伴います国庫支出金等に係る返還金によるものであります。

次に、議第 81 号令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7,426 万 5,000 円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料 313 万円、諸収入 17 万 1,000 円を追加するものであり、次に、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 313 万円、諸支出金 17 万 1,000 円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、5 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料 313 万円の増額につきましては、本算定に伴う増額等であります。

款 5 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金 17 万 1,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置に伴う後期高齢者広域連合からの還付金の増加によるものであります。

歳出では、6 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 313 万円の増額につきましては、保険料の増額に伴います保険料分の広域連合納付金の増額によるものであります。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 17 万 1,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料還付金の増額によるものであります。

議第 82 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に1,530万3,000円、既定の支出額に11万6,000円を増額し、収入総額を2億2,116万6,000円、支出総額を2億3,771万8,000円とするものであり、第3条記載の資本的支出の予定額は、既定の支出額に773万3,000円を増額し、支出総額を3億8,962万円とするものであります。

収益的収入の内訳では、営業外収益1,530万3,000円を増額し、収益的支出の内訳は、営業費用11万6,000円を増額するものです。資本的支出の内訳では、建設改良費773万3,000円を増額するものであります。主な内容は、収入では他会計補助金を増額し、支出においては委託料及び配水管設備改良費を増額するものであります。

次に、議第83号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入、支出それぞれ60万円を増額し、収入総額を3億7,319万2,000円、支出総額を3億5,972万8,000円とするものであります。収入の内訳は営業外収益60万円を増額し、支出の内容は営業費用60万円を増額するものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,070万9,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を2,070万9,000円に改めるものであります。

以上、議第78号から議第83号まで一括してご説明を申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑をされる方は、議第何号の何々の何々までをページ数等を言ってください。

では、質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第78号一般会計補正予算につきまして質疑をさせていただきます。

まず、12ページの教育費国庫補助金の減額が2,040万3,000円ありますけれども、これの詳しい理由を教えてください。背景を教えてください。

それから、13ページです。財政調整基金繰入金として7,062万6,000円入れてありますけれども、この時点で総額幾らになったのかを教えてください。

14ページです。款20諸収入、4、雑入の中で保険者努力制度交付金とあります。この具体的な説明をお願いします。

16ページです。歳出、款2総務費の中の6、企画費、委託料が3項目にわたって挙げられていますけれども、この委託先とか、どういう効果を期待しておられるのかを教えてください。

それから、10の地域づくり推進事業費が減額されているんですけども、広告料とあります。どういうことを望んでおられてやめることになったのかを教えてください。

そして、18ページです。款3民生費の中で、1、社会福祉総務費で570万円の計上がありますけれども、具体的にどういう施設に配分されるのかを教えてください。

5の人権対策費、13、委託料におきまして、清掃作業など、いろんな委託がされているんですけども、この委託先、また、事業効果をどう期待されているのか教えてください。

19ページです。12の障害福祉費、日中一時支援事業委託料が203万6,000円増額となっております。これの人数とか、どういう内容を考えておられるかを教えてください。

負補交におきまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受け入れ体制強化事業とか、いろいろコロナ対策について書いてあるんですけど、事業名が全く同じなんですけれども、金額が2項目になってありますので、それぞれどう違うのかと、どういうことを考えておられるのか教えてください。

次の児童福祉費です。児童福祉総務費におきまして、負補交、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金、これはどういうところに払われるのかを教えてください。

19の負補交、妊娠中感染予防対策支援給付金、これについての説明もお願いします。

6、老人保健事業費です。13の委託料、動画作成委託料、コンサルティング料とあります。これもどういう事業効果を狙っておられるのか教えてください。

そして、水道事業費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策関連経費分とあります。1,530万3,000円ですけれども、この内容を説明してください。

農業費における農地費、国営造成管理体制整備事業負担金が上がっていますけれども、これも説明をお願いします。

それから、商工費におきまして、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業助

成金が1,500万円上がっていますが、これについての説明をお願いします。

道路橋梁費におきましては、委託料や工事請負費が上がっております。これもどういうところに事業を行うのか、また、要望された事業名なのか、字要望はこの時点で全てかなっているのかどうかをお願いします。

町道路整備事業費894万7,000円も説明をしてください。

次、住宅費です。公営住宅管理費において……。

河合議長

高橋さん、ページ数を。

高橋議員

すみません、22ページです。22ページの住宅費、公営住宅管理費におきましては、修繕料が改良住宅においても上がっていますが、この修繕に対しての要綱をしっかりとまた吟味して、何が修繕の対象かどうかを決めたいということをご前任者に聞いていたんですけれども、要綱はもうしっかりできて、その上でこの修繕に至ったのでしょうか。よろしくをお願いします。

教育費の中の設計委託料、これは事務局費に上がっているんですけれども、設計委託料150万円とあります。何を委託されるのか教えてください。

23ページです。学校整備費で監理委託料や工事請負費が上がっていますが、説明をしてください。

同じことは、次のページ、24ページのスポーツ公園の施設費においてもありますので、説明をお願いします。

それでは、第79号に移ります。この予算を計上された時点で、国保の加入者の実数、増減を教えてください。

以上です。

人権政策課長

議長。

河合議長

西山人権政策課長。

人権政策課長

おはようございます。高橋議員の質疑にお答えいたします。

委託料につきましてでございます。18ページの委託料でございます。

除草作業につきましては、町有地の除草ということになります。

それと、鑑定委託料でございますが、これについては不動産鑑定委託というところで、1か所町内にございます。

それと、樹木伐採委託料でございますが、これについては4か所で、約10本の木を切らせていただきます。

続きまして、22ページの住宅費の修繕につきましてですが、修繕の箇所等についてのマニュアル等は現在作成中でございますが、詳細な部分についてはまだ決まっておきませんので、その辺については議論しながら作成していき

いと考えております。不足分についての補正でございますので、よろしくお願
いたします。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

12ページでございます。教育総務費補助金の公立学校情報通信ネットワー
ク環境施設整備補助金の減額理由ということなんですけれども、こちらにつき
ましましては、当初予算につきましましては、業者からの見積りで計上しておたんです
けれども、その後、補助単価の積算根拠が届きましたので、それに基づき減額を
したものでございます。

次に、19ページでございます。負担金、補助金及び交付金の50万の交付先
はどこかということなんですけれども、崇徳保育園でございます。

次、22ページの13、委託料の150万の設計委託料は何かということなん
ですけれども、こちらにつきましましては、旧校舎群の修繕に係る設計料でございま
す。

最後に、23ページの管理委託と施設整備費のことを言われていたのかなと
思うんですけれども、こちらにつきましましては、通級指導教室に係る管理委託料と
工事費でございます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えします。

13ページ、款18繰入金。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金
の7,062万6,000円を繰り出して、その総合計は幾らかということでご
ざいますけれども、そのページの補正額の横に計がございますので、この4
億7,078万3,000円が合計となります。

以上です。

社会教育課長 議長。

河合議長 中山社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

24ページをご覧ください。保健体育費のスポーツ公園施設費でございま
すが、こちらは体育センターの事務所前の公園であります。こちらの公園に雨水
排水がたまりますので、排水工事を実施するためのものです。監理料と設備工事

費を見ております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

私の方は、16ページ、総務費、総務管理費の6、企画費、委託料の部分でございます。これにつきましては、高野瀬公園の剪定料というのは、高野瀬公園のレイクサイド側の樹木が大分茂っておりまして、レイクサイドの方に迷惑がかかっているということなので、剪定をさせていただきます。

それから、町勢要覧作成業務委託と記念式典動画作成委託ですけれども、来年度、町制施行の50周年の記念と、あと、旧村合併の65周年の年に当たりますので、それに向けまして町勢要覧と記念式典に流す動画を作成する予定でございます。委託先等については、これは補正が通りましてから検討しますので、今のところ何もございません。

それから、10の地域づくり推進事業費の役務費の広告料700万何がしの減額ですけれども、これにつきましては、ふるさと納税も含めまして町のPR動画を撮影する予定でございましたけれども、このコロナの関係でなかなか難しくなってきたということがございましたので、今年度はもう広告を行わないということで減額をさせていただいております。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは、18ページの3、1、1、19、新型コロナウイルス感染症対策福祉事業所等支援金です。こちらにつきましては、6月議会で修正案で補正のありました作業所の支援を、町内の病院や介護、障害の事業所へ拡大するものです。

続きまして、19ページです。12、障害福祉費の委託料、日中一時支援事業委託料です。こちらにつきましては、12人から16名に人数が増えているため計上させていただいたものです。

続きまして、19、負補交の新型コロナウイルス感染拡大に伴う受け入れ体制強化等事業補助金と、その下、負担金となっております、名称が違います。補助金につきましては、移動支援の事業所について補助するものと、あと、その下の負担金につきましては、協議会がありますので、そちらの方の負担金として計

上しております。この内容につきましては、コロナ対策により、新たに支援員の増員、また、体制強化や消毒など必要なかかり増しの経費を支援するものでございます。

以上です。

医療保険課長

はい、議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、議第78号一般会計補正予算の14ページ、保険者努力制度交付金の内容についてですけれども、こちらにつきましては、後期高齢者を対象とした健康事業の方を昨年度からやっておりますけれども、そちらの方の歳入となっておりまして、内容につきましては、324万9,000円が1年ごとの交付額になるんですけども、今までは前年度に実施した事業に対して翌年度に交付金の方が交付になっておったんですけども、そのやり方がやりにくいというのが全国から寄せられまして、今年度に限ってなんですけれども、令和元年度の事業に対する評価分と令和2年度の評価分に対して2か年分まとめて交付されているということでございます。

続きまして、20ページの妊娠中感染予防対策支援給付金の内容についてですけれども、こちらにつきましては6月の方で補正をさせていただいたんですけども、7月17日から滋賀県のステージが警戒ステージで1段階上がりましたので、それに伴いまして追加の補正を考えておりまして、こちらにつきましては12名分で、5万円掛けて60万円となっております。

続いて、老人保健事業費の13、委託料の動画作成委託料とコンサルティング料ということですが、こちらにつきましては、新型コロナの関係でなかなか外出がしづらい、ご自宅に籠もられることが多くなる高齢者の皆さんに、自宅でもできる簡単な体操をつくって、そちらを配信して見ていただいて、自宅でもできるようなことをやっていただくというので動画作成委託料の方は考えております。

あと、コンサルティング料につきましては、前年度から実施しております後期の一生青春事業の内容の今後のどういうやり方をしていけばいいのか、あとは、KDBで国民健康保険のデータベースの活用をして、どんな疾病の方がおられて、どういう方に対してどう事業をしていったらいいかというのを、もう少し細かいところを専門家の方に見ていただくということで、委託コンサルティングの委託料の方を見込んでの30万円を見込んでおります。

続いて、議第79号国民健康保険事業特別会計補正予算の加入者ということ

ですけれども、補正予算段階ということでしたけれども、補正予算の段階ごとに被保険者の数は把握しておりませんで、月ごとに国保の加入の方は把握の方をしておりますので、直近8月末現在の被保険者数につきましては1,822人でございます。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、一般会計補正予算の20ページについてご説明をいたします。

項3水道事業費、繰出金ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策関連経費ということで補正を上げておりますが、これにつきましては、水道料金の基本料金を6月請求分から今年9月分までの減免措置というのを行っております。これに対して交付金の対象となりましたことから、今回補正を上げさせていただいたものでございます。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 それでは、私の方からは、20ページ、農林水産業費の19、負補交、国営造成管理体制整備事業負担金353万3,000円について、先にご説明させていただきます。

こちらにつきましては、国営かんがい排水事業湖東平野地区の繰上償還分になっておりまして、農業用水の安定水源確保のため、永源寺ダム内の掘削をしておられます。その分の地元負担ということで、町負担の分になります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、21ページ、土木費の道路橋梁費の13、委託料50万円についてですけれども、こちらにつきましては、字要望の関係で、町道高野瀬池線道路改良工事測量設計業務委託ということで、町道に道路側溝を入れるための設計の委託料となっております。場所につきましては高野瀬地区となっております。

続きまして、15、工事請負費の字要望道路整備事業費101万8,000円ですけれども、こちらにつきましては、字の要望に伴う里道の舗装工事となっております。場所につきましては高野瀬地区となっております。

続きまして、町道路整備事業費894万7,000円の内容ですけれども、まず1点、町道春日道尼子線道路改良工事、こちらは場所は四十九院地先になりますけれども、道路に可変側溝を整備する工事となっております。

続きまして、町道春日道下之郷線ほか舗装工事ということで、町道春日道下之

郷線及び町道大町八号2号線ですけれども、まず、町道春日道下之郷線につきましては、湖東広域衛生管理組合から豊栄のさとの向かうところの点滅信号と、町道大町八号2号線は、ため池の味都付近の点滅信号、こちらの2つの信号が撤去されることに伴いまして、交通安全対策ということで、舗装のやり直し、その上に止まれ等の薄層カラー舗装をして、交通安全対策を図る工事費を上げさせていただきます。

以上です。

産業振興課長

はい、議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

それでは、私の方から、21ページの商工費、商工費、商工振興費の負補交、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業助成金について説明させていただきます。

現在、中小企業、個人事業主に対しまして、県が実施しております新しい生活産業確立支援事業に対しまして、町単独で5万円を助成するものでございます。

以上です。

河合議長

高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員

はい。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、16ページの地域づくり推進事業については、PR動画を作ろうと思っていたけれども、今年度のこの状況を見てやめているということなんですけど、この事業というのは、今後いつかはやりたいと思っておられる内容なんですか。

それから、19ページの老人保健事業費の中で動画作成を考えているとかいう説明でしたけれども、こういうのは町の職員とかがやられるのか、どこかに委託するとしたら、どんなところが作ってくださるのでしょうか。入札とかになるのかどうかを聞きたいわけなんです。お願いします。

その下のコンサルティングについても、どういうところが関わってくださるのかを教えてください。

21ページです。道路橋梁費につきまして、先ほどの質問にも入れたんですけれども、字要望がたくさん届いていると思います。そして、私も、地元の方とかから、ここは本当に危ないんですとか、そういう要望を聞いているんですけれども、8月末で、県とタイアップしてできるかどうかとか、そういう論議をしてみても、それに乗ったたらできるかもしれない的な説明を受けたんですけれども、

そういう事業の計画というのは今どこまで進んでいるか、それを教えてください。その中のこの分の計上なのかどうかを教えてください。

それから、住宅費におきましては、要綱を今しっかりとまた作り直すという方向に動いておられるそうなんですけれども、これはいつ頃できそうなのか、展望を教えてください。

そして、国保に関しては、月ごとの人数を教えてくださいましてありがとうございます。この8月末の時点というのは、国保に加入者が増えつつあるのか、それとも減りつつあるのか。心配するのは、いろんなところに勤めていても仕事が無くなったとか、そういうたくさんの人の声を聞きますので、社会保険から国保に替わった人数などが分かったら教えてください。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをします。

16ページの地域づくり推進事業費の減額ですけれども、いつかはやりたいと思っておりますが、その時々状況に応じて、また改めて検討したいと思っております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

20ページの動画作成委託料、どんな業者があるのかということですが、幾つか業者の方がありますので、その中からいいと思える業者の方を選ばせていただきたいなというふうに思っております。

あと、コンサルティング料につきましては、東京の方にございます生活習慣病予防研究センターの方に委任の方をしようと思っております。

国民健康保険の異動の人数につきましてですけれども、ちょっと今、手元の方に加入の内訳というのがないので、ちょっと申し訳ないんですけど、7月末現在で1,812名でしたので、今月で約10名の方が増えております。異動の方をざっと見た感じだと、社保喪失で、例えば離婚なりで社保喪失されている方もおられますし、全てがコロナの関係で増加しているというふうには考えられないのかなというのはあるんですけども、若干喪失の異動の方は増えておりますので、今後増えていくのかなというふうには考えております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

県道関係の要望につきましては、随時、県の方に要望をしております。県のされる工事に合わせまして当町とも予算を確保していく必要がありますので、今年度、すぐにできるものではございません。

また、字要望の8月末まででどのぐらいかという質問ですけれども、こちらにつきましては、緊急性のあるものにつきまます要望につきましては随時させていただいております。また、予算のついている工事につきましては、今年度中に適正に処理していく予定をしております。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

修繕マニュアルについてなんですけども、今年度中には何とか詳細を含めて内規的に決めていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）につきまして、最初は7ページ、ここに地方債補正ということで、学校教育施設等整備事業債（GIGAスクール構想事業）に対して、地方債の補正が3,210万を、限度額が1,250万ということで、関連した15ページを見ると、GIGAスクール構想事業の教育債ということで、町債が1,960万、当初3,210万、町債、教育債を起す予定になっておりましたが、これが減ったということで、この1,960万、これは減ってもあと1,250万残るんですが、教育債の1,250万というのは、このGIGAスクール構想を見ていると、あと、交付税6割算入とか、いろいろ書いてあるんですが、今回のGIGAスクール構想事業で、町は総事業費を、これは2018年から22年の5年間計画なんです、この間に豊郷町では、このGIGAスクール構想事業に総額幾らぐらいを今のところ見積計画されていて、そして、それに対する財源内訳として、国の補助金2分の1補助とか、先ほど言ったコンピューターの物品購入では定額4

万5,000円とか、いろいろありますけれども、それと、起債を起こして交付税で後年に返してやるという、どこまで返すか分かりませんが、そういうことも国は言うてますが、どのぐらいの規模でこれをやろうとしているのかという、総額と財源内訳をどういう見通しを持っておられるのかを説明してください。

そして、16ページの財政調整基金費ということで、積立金で財政調整基金積立金が2,160万8,000円。これは歳入を見たら、先ほど高橋議員も質問していましたが、町の財政調整基金7,000万繰り出すということで、差引きすると5,000万のマイナスですよ。予算的にはね。この予算が書かれていることをそのまま計算すると、歳入歳出合わせて、これが通った場合の現財政調整基金の現在高は幾らに見積もっているのか説明してください。

そして、次は、11ページの歳入の方で、民生費使用料、デイサービス使用料で3万6,000円の減額補正なんです。これは隣保館デイサービス利用料、この使用料が減っているということで、歳出の方でも事業費が減っていますよね。十何ページで書いてありましたが。この隣保館のデイサービス事業は、町の事業としては、介護保険事業に係らない一般施策老人デイサービス事業として、隣保館に関しては県の隣保館事業補助金が若干もらえるわけですけど、そういった取組をされてきているわけですが、そこに通っていた人からのお話も聞くんですが、今現在、何かもう午前中だけでお昼はないと、で、人数も随分減ったんやおっしゃってはりました。200円の昼食代は払わなきゃいけないんですけど、それはいきがい協働センターの食事グループの人が作ってくださっていたわけですけども、この隣保館デイが今年度に非常に参加人数が減ってきたということはどういうことが原因なのか、担当の人権政策課ではどういうふうに分析しているのか。あそこは200円で安いんですけど、社教のやっている生きがいデイは600円要るんです。ですから、金銭的に余裕のある人は社教の豊栄のさとへ行ったらいいんですが、その点について、どういう状況なのかを説明してください。

一般会計は以上です。

次に、議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入で、6ページの繰越金、前年度繰越金が1,904万8,000円、これは令和元年度決算から出てきている繰越金です。これは、第7期の計画が3年計画の2年目なんですけど、これを1年分だけで計算をすると、第1号被保険者の保険料を約800円引き下げてもいけたということなんです。標準月額で、今、豊郷町は6,480円ですが、それから800円引けば5,500円ぐらいでもいけたんじゃないかと言えんこともないかなと思っ

たりするんですが。5,500円、600円ぐらいでね。このことで、今期の7期、決算出たのは2年分ですよ。この2年分を見て、この7期計画のどこが町の計画と実態が違うのか、その辺はどういうふうに分析しているのか説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の質疑にお答えします。

7ページの地方債補正の起債のGIGAスクール構想の補正後の1,250万の交付税の算入は幾らかということですが、6割を見ているので、750万を見積もっています。

それと、13ページの……。

今村議員 全体の交付税はいくらになるの。5か年計画やから、全体の事業予算とかはどのぐらい見積もっているか。

総務課長 今のこの補正予算では全体5か年のは出てきませんので、それはちょっとまた後で報告させていただきます。

あと、13ページの款18繰入金、項1基金繰入金の財政調整基金の残額は、今のところ6億3,736万6,000円です。

それと、16ページの款2総務費、項1総務管理費の12、財政調整基金、これにつきましては、地方財政法第4条の3による2分の1以上の積立てになります。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

補正予算11ページでございます。隣保館のデイサービスでございますが、この補正につきましては、コロナウイルス感染症の関係から、4月から6月までの利用料の減となっております。

それで、議員おっしゃるとおり、使用者の数について若干減っているのではないかという懸念をされておられるんですが、前年度で申しますと、延べ人数でございますが、320人ご利用いただいております。それに対して1回当たり15人ぐらいがご利用されているという現状でございますので、今後も引き続き、事業が衰退することのないように努力していきたいと思っております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第80号介護保険事業特別会計補正予算の前年度の繰越金ということですが、1,904万8,000円の繰越しの方は見ておりますけれども、歳出の方を見ていただければ、歳出の8ページで、償還金、利子及び割引料ということで、こちらで959万5,000円、こちらにつきましては一部あるんですけど、こちらについては、令和元年度にもらい過ぎておりました国費、県費、診療報酬支払基金の返還の方をすることになりますので、これは900万円前後でございますので、1,900万円繰越しの方は出ましたけれども、900万円は今年度に国等に返還するというところで、実質的には1,000万円程度の純の繰越しになるのかなというふうに考えております。こちらにつきましては、令和元年度の決算の状況についてですけれども、給付全体としましては、前年度、平成30年度はかなり給付が一気に伸びた部分があったんですけども、令和元年度につきましては、通年でかなり落ち着いた給付の方が推移していたなというふうな印象は持っております。

今年度分、令和元年度分の計画との比較なんですけれども、在宅の方が2億6,000万円見込んでいたところが、2億4,000万円で2,000万円の減となりまして、地域密着が9,200万円見込んでおったんですけども、決算で5,000万円弱で、4,000万円程度へこんだというか、減った、計画よりも少なく済んだというふうには考えておりますけれども、施設サービスが2億1,000万円見込んでいたところ、2億5,100万円ということで、ここで4,000万円増加している。全体としましては、計画よりも2,000万円程度、合計になりますけれども3,000万円程度、予防給付の方が下がっておりますので、全体としては給付費の方が少なく済んだというふうになっております。こちらにつきましては、以前、7期の計画策定の際には、もう少し認定率の方が伸びるという見込みで、6期の方で認定率がかなり伸びておりましたので、7期では認定率その程度伸びるかなというふうに見込んで計画の方はしておったんですけども、全体的に認定率の方が若干、微増ではありますけど、伸びてはおりますけれども、こちらの見込んでおった伸びよりも少なく済んでいるというのが一番大きいのかなというふうに思っております。

あと、保険料の基準となります被保険者数が、今年度末で計画では1,955名を見込んでおったんですけども、今、確か1,917名だったと思っておりますけれども、当初の見込みよりも被保険者数は伸びていないという状況の方がありますので、全体としましては3,000万円程度給付の方は下がっておりますけど

も、被保険者数が減っていることによりまして、保険料も収入の方も一定下がっているという状況になっております。こちらにつきまして、今後、今年度はコロナの影響もございませけれども、かなり給付の方が低調な状況になって、去年よりも現時点で低調な段階というふうになっておりますので、最終見込みがどうなるか、もう少し状況を見ながら最終計画の方は策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算につきまして再質疑を行います。

今、課長から、第7期の給付事業計画の中で、居宅サービス、居宅事業が、地域密着型と2つで合わせると、まずマイナス6,000万。施設サービス、そっちの方は、人数を見ていると割に横ばいだなと思ったりもするんですけど、ちょっと増えているのかな。でも、受ける利用者が減ってきている、認定も横ばいという形というのは、結局、第7期の計画を国が策定したときに、介護サービス抑制施策がここにすごく反映されているなと思うんです。要介護、要支援1、2はもう総合事業に外されているし、利用料も原則1割負担が2割、高額所得者は今度は3割とか、いろいろあるんですが、こういう中で豊郷は、1号被保険者の6割強が住民税は本人非課税なんですけど、7期、今度は8期になりますけれども、この人たちが安心して受けられるような制度設計というのは、特に豊郷は何を今後の2年目の決算を見て考えておられるんですか。説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑の方にお答えさせていただきます。

施設の利用数について、横ばいというご指摘の方をいただいたんですけども、一応計画上、平均の人数につきまして、施設の利用の平均が、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですけれども、計画上は45名の計画ですけれども、決算ベースで平均で59名ですので、まだ相当伸びているというふうには考えております。

あと、今後の見込み、見通しについてですけれども、最終的には、保険料の給付の見込みをどの程度見込んでいくのか、被保険者数の推移をどの程度見込んでいくのかという、こちらの方がかなり大きくなっていくのかなというふうに

思っておりますので、特に今年度、コロナでの利用控えが若干本町でも影響の方が出ておりますので、その見込みをどのように見るのかということと、あとは、昨年度から始めておりますけれども、後期高齢者の一生青春事業であったりとか元気力アップ事業、こちらの方を一般会計の方で実施はしておりますけれども、元気力を上げる事業の方を横展開しながら、介護保険につきましては、できるだけ精緻に給付の見込みを立てて、恐らく、今後どうなるか分かりませんが、これまで第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合が、今年度、第7期については23%で、第2号が27%というふうになっておりますけれども、過去1期ごとに1%ずつ上がっておりますので、この時点で、仮に24%になるとして、毎年700万円負担が増える、これは3年間で7億の給付としまして約700万円増える、3年間で2,100万必要となる、この時点で必ず上がってこざるを得ない状況になりますので、そこら辺、もう少し細かいところにはなりますけれども、今年度、7期の計画から見て、かなり実質との乖離が生じているのはご承知のとおりやと思いますけれども、そちらの方は、事務局としてもかなり乖離が出ているというのは認識しておりますので、この乖離をできるだけ詰めていって、できるだけ被保険者の皆さんに影響の出ないような保険料設定ができればなというふうには考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質問ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第78号の令和2年度豊郷町一般会計補正予算、1点だけ教えていただきたいと思いますが、20ページの水道事業費ですが、この分が基本料の分だというのは分かるんですが、それが提案をされましたときに、自治体の会計は収入、支出とも予算書に上げなければならないという財政法定主義があるのではないかという質問をいたしました。お答えは、その必要がないということでした。その補填分といいますか、町民の皆さんにコロナ対策を打った分は、今回、この一般会計からそちらの水道事業会計に振り込まれるということなんですが、予算の執行の仕方についてお尋ねをしたいと思うんです。あのときに財政法定主義で予算に計上しなければならないのではないかという質問をしたときに、その必要がないということでしたということですが、その必要のない理由なんですが、まだきちっと私は理解できていけませんので教えてほしいんですが。水道事業

をコロナ対策として実施することができるというのは、あれは、政府から来た地域創生の事業の対象に何ができるかということで、水道事業があがっていました。それは確かで、だから、それによって今回計上する必要がなかったのか、それとも、水道事業が公共企業会計になっていますから、企業会計ということで、水道事業は財政法定主義の適用を受けないということで計上をしなくてもいいということだったのか、この計上しなくてもいいという理由が、コロナ対策によって計上しなくてもいいということだったのか、それとも、事業会計ですから、自治体が制約を受ける財政法定主義の適用を企業会計は受けないということで計上をしなくてもいいということだったのか、ちょっと私はまだすきっと理解ができていませんので、教えていただければと思います。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、6月の全協で水道の基本料金の減免のお話をさせていただいたところでございます。この中で、当時、鈴木議員から、使用料収入について補正はしなくていいのかというご質問をいただいております。それについては、この公営企業会計で補正予算を現時点で上げることを考えていないと、上げなくていいというご返答をさせていただいております。そのときに、水道事業として実施するに当たって、議員おっしゃるとおり、公営企業会計ですので民間寄りの会計であると、そういったことから、柔軟な運用ができるようにということで地方公営企業法というのが適用されています。そうした経理の中で、財源については、使用料を減少させてでもこの事業に取り組みたいと、また、併せてそのときに、コロナ対策の交付金の内訳みたいな資料によって交付対象になるかもしれないと、そして、交付対象になった場合については、その分を一般会計から繰り出しをして、公営企業会計側も補正をさせていただくというご返答をさせていただいております。

そういったことから、今回の使用料のまず1点目は、企業として利益が減少したことになります。これについては、企業としてですので、使用料の減少について補正を加えてしまうと、減少した事実が明確ではなくなるということが1点ございます。そして、もう1点については、交付対象になりますので、交付対象にならない可能性もありましたので、そういったことから、自己資金をもってこの事業を進めたいということでご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、経過はそのとおりで、だから、第1次のコロナ対策の水道事業の減免等もコロナ対策の対象にすることが可能やというのがあって上げられたと、それで今回対象になったと、それは分かるんですよ。私が言っているのは、予算執行上の問題として、企業会計というのは財政法定主義の適用を受けるのか受けないのか。今回、企業会計は分かるんですよ。企業会計そのものじゃなしに、これからのこともありますから。なのか、それとも、今回はコロナ対策という特別対策ということで計上しなかったのか、どちらなんだろうかと。というのは、昨日も台風が、10号ですか、通り過ぎていますが、例えば、ああいうので水道が壊れたり修理をしなければならないというのがたくさん出ていましたね。そうすると、これから例えば豊郷でそういう被害が発生した場合に、これは一般会計で予算を捻出して、そちらの特別会計の方で執行していくということになるのか、それとも、それはもう一般会計の枠の中で、あくまで一般会計として執行していくということになるのか、その辺がどうなるのか、私の中でまだのみ定めないもんですから、あくまでも経過は課長のおっしゃったとおりで、それは私も十分理解できるんです。ただ、これからで、あくまでも計上しなくてもよいというのは、もう一度同じことを言いますけども、企業会計というのは財政法定主義の適用を受けないということなんですね。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

今回の措置については、コロナウイルス感染症という特殊なケースでございます。これについての対応ということで行いました。

もう1点については、先ほど議員がおっしゃってございました、もし災害とかが起きた場合はどうなんやという場合でございますけども、これについては、まず、災害が起きたとすると、企業として、その状態をほっておくということはまず考えておりません。そういったことから、まず対応することにはなるんですけども、交付金とか補助金とかの関係になりますと、災害の補助金とかにつきましては後からの措置ということになりますので、一旦は公営企業会計側が進めて復旧をして、そして、財政的な部分について、公金等が当たる場合については充てていただくということになります。そういったことから、一般会計からの繰出金を受ける場合については、当然ながら補正を組んでいくということになります。

ます。

それともう1点、財政資金の話もおっしゃっていただいておりますが、この公会計自体が、原則、地方公営企業法というところの適用を受けております。そういうことから、そこを軸にして事業運営をさせていただいているといったことをご理解を賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 今回はコロナ対策の特別対策としての予算執行だったということですね。企業会計は純粹の企業会計ではありませんので、公益企業会計ですよ。私ももう少し深めたいとは思いますが、公益企業会計が財政法定主義の適用を受けるのかどうか、これについては十分議論をしなければならぬと思うんです。特別コロナ対策で交付対象になるかならないか分からなかったから、課長の説明は予算には上げなかったと。それは非常におかしいと思うんです。ほかの事業でも上げても、交付対象になる場合とならない場合がありますから、交付対象にならない場合、一般財源を基金から取ってこなきゃなりませんから、なるべくそういうことのないようにはしていただきたい。でも、理論上は、そういうことは理屈の上では成り立つわけです。だとしたら、やっぱりそういう予算執行が必要であったのではないかというふうにもまた思ってしまうんです。交付対象になるかならないか分からなかったから上げなかったという説明であればね。これは議会側も十分熟考しなければならない問題だと思いますが、ぜひ企業会計を担当されている課の方でも詰めていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

河合議長 答弁。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 鈴木議員の再々質疑というよりは、ご助言いただきありがとうございます。公営企業会計側でも、一般会計との関係も当然でございますので、この辺も十分今後考えていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を予算決算常任委員会に、議第79号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第81号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第82号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）、議第83号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思ます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第78号を予算決算常任委員会に、議第79号、議第80号及び議第81号を文教民生常任委員会に、議第82号及び議第83号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

少し暫時休憩いたします。10分間、20分なので11時半より再開します。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第20、議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第25、議第89号令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第84号から議第89号までの令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計歳入歳出決算ならびに令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めらるるものであります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております令和元年度決算概要ならびに令和元年度主要施策の概要により説明に

代えさせていただきますので、どうぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

河合議長 監査委員の審査の報告を求めます。前田広幸議員。

前田監査委員 議長。

河合議長 前田議員。

前田監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、4特別会計決算書、水道事業会計決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月5日から8月7日まで、各担当課の説明を求め、監査を実施いたしました。

監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では、監査調書（決算審査）に基づき、債権管理について、各種団体への補助金の検証について、公有財産についてを重点的に審査を行いました。

その結果、審査会に付託された一般会計、特別会計、水道事業会計ともに、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められますので、まずもって報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず、本町の財政状況についてですが、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入72億3,250万4,268円、歳出70億2,100万554円、差引き2億1,150万3,714円となり、水道事業会計の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の合計額は、収益的収入1億9,869万6,216円、収益的支出2億2,865万3,447円、資本的収入4,671万9,544円、資本的支出1億2,829万2,273円となりました。また、一般会計では、歳入51億8,453万7,122円、総予算額に対する収入率は90.8%、歳出は50億4,985万2,858円、総予算額に対する執行率は88.4%、差引き1億3,468万4,264円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は47.0対53.0となっております。全体としては7億1,639万円の増となっております。自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると0.4%減少しております。また、歳出において、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は14億9,740万6,000円で、歳出総額に占める割合は30.4%です。これは前年度に比べ2

億1,064万5,000円、12.3%の減となっております。内訳としては、前年度に対して扶助費が926万6,000円、人件費が78万1,000円増加し、公債費が2億2,069万2,000円減少したことによるものです。投資的経費は8億2,867万5,000円で、前年度に比べ4億9,446万3,000円、147.9%増となっております。また、本町の財政指標は、財政力指数は0.454と前年度と比べ0.008ポイント上昇しております。

経常収支比率は97.5と前年度に比べ3.1ポイント、経常一般財源比率は97.4で、前年度に比べ1.8ポイント上昇しておりますが、依存硬直化は進んでおります。

次に、税及び税外収入の徴収についてですが、令和元年度税収入・税外収入の滞納額は1億9,574万9,000円で、前年度と比較して376万7,000円減少しており、一定の努力が見られます。そのうち、税収入における滞納は11万1,000円、0.2%増加したものの、税外収入については387万8,000円、2.7%減少しております。今後もこれまでの研修・実践を踏まえて全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分につきましては、令和元年度に221万7,000円が執行されておりました。事務処理は適正にされていますが、地方税法等の関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても、町の強い姿勢を示して改善するように、一層検討を求めて報告をしておきます。

22ページからの「むすび」では、本年度の監査では重点を置いた債権管理について、各種団体への補助金の検証について、公有財産についても記載しておりますので、時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細についてはご一読を願います。

まず、債権管理については、町税の滞納額は、令和元年度は415万3,000円増加し、徴収率は96.5%と、前年度と比べて0.2ポイント低下しており、国保税の滞納額については前年度に比べて404万円減少し、徴収率は86.2%、前年度に比べて0.8ポイント上昇しております。税負担の公平性を確保する観点からも、今後も徴収率の維持に努力していただきたい。

税外収入においては、各課において滞納整理意識の向上が見られ、少しずつではありますが滞納額が減少していることから、次年度以降もこの傾向が続くよう、引き続き取組を進められるよう強く望みます。

公有財産についてですが、不動産に重点を置いて監査を行いました。町有地については、活用の難しい土地も見られましたが、遊休地とならないように今後十

分に検討願いたいと思います。また、建物については、費用対効果の視点を持って、計画的に修繕等の執行に当たるなどして、公有財産の適正な管理を徹底されるよう強く求めます。

ほかの項目については「むすび」の記載をご覧いただきたいと思います。

今回の決算を踏まえ、今後一層健全な財政運営を確立すべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも、公平公正な徴収を一層進めることを求めるところです。また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向けて、町長を先頭に、全職員が強い決意の下、一致協力し、積極的に取り組むことで、町民の期待に応える行政サービスが一層推進されることを強く求め、令和元年度会計決算における監査報告といたします。

以上でございます。

河合議長

ご苦勞さまでした。

これより、審査意見について質疑を行います。質疑ありませんか。

議員

なし。

河合議長

次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

高橋議員

はい、議長、6番。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、令和元年度豊郷町歳入歳出決算書につきまして、まず、一般会計の部から質疑をさせていただきます。

3ページです。ここに歳入として町税の結果が述べられているんですけども、先ほど監査委員の方も指摘されておりました。努力は見られるけれども、まだまだこのように額として、相当な額が未納なり、また不納欠損となっておりますけれども、この決算になる中で、町としてこういう部分は頑張りましたと、いろんな事例をお持ちやと思いますので、特に今年はこのような取組をしたところ効果がありましたとかいう事例がありましたらお示してください。また、効果が得られない事例の方がどのくらいおられるのか、どう分析されているのかを教えてください。

続きまして、27ページです。議会費の中で時間外手当が計上されています。平成30年度と比べてみましましたら、とても少なくなっていますので、時間外をせずに済んだという働き方改革などがありましたら、工夫の具合を教えてください。

続きまして、28ページです。28ページの3、職員手当等というところに、

前年度は管理職員特別勤務手当なるものが45万5,000円上がっていたんですけど、今年度はこれがありません。これの内容と、今後こういう計上はずっとなくなっていくのかを教えてください。

そして、28ページです。これは、前のページからいきますと、総務費の中の一般管理費の中の報償費で弁護士費用が上がっています。どんな事例があったのか、そして、お世話になった件数を教えてください。

そして、勤務活動費とあります。これはどういう内容でしょうか。どういう内容に使われたのかを教えてください。

それから、続きまして30ページです。19、負補交におきまして、2,000円だけの支出で済んでいるんですけども、例年と比べてどういうことの負担が減ったのかを教えてください。

30ページです。財産管理費、委託料の中で、冷暖房設備保守点検委託料が例年よりも倍ほどに膨れ上がっているんですけど、庁舎内の冷房がなかなか効かなかったという案件かと思うんですけども、こういうのは事前に毎年毎年いろんな点検をなさっていると思うんですけども、昨年の場合はどういう傷み具合だったのか、そして、委託先はどこだったのかを教えてください。

31ページです。これは先ほど説明があった動画作成委託料と同じことなんでしょうか、教えてください。動画製作です。

続きまして、31ページです。31ページの中の積立金、自治区画再編整備基金積立とあります。この積立額で合計幾らになったのか、そして、自治区画再編整備、その事業そのものはどういう形で、今、協議なり結論を出そうとなさっているのか、説明をしてください。

河合議長 高橋さん、簡潔に要点だけ言ってください。

高橋議員 はい、分かりました。それでは、トータルしてお聞きします。

時間外手当というのは、職員の皆さんがあまりにたくさん時間外を計上されると、働き過ぎになって倒れるなんてことがあったら駄目です。全部の項目に時間外が入っていますけれども、この説明をよろしくお願いします。

それから、43ページです。隣保館施設費の中の職業安定協力員の計上がありますけれども、これの実績を説明してください。

45ページです。障害福祉費の中の19、負補交、45ページです。44から始まって45にかかっていますけれども、負補交ですけれども、発達相談事業負担金がありまして、これは豊郷病院と連携して、早めに支援の必要な子を認定して保育や学校につなげるという事業だと思うんですけども、保護者への通知とか認知をスムーズにされて、ちゃんと次の段階につながっているかどうかの説

明をお願いします。

47ページです。8、報償費におきまして、ここにも勤務活動費とあります。説明をお願いします。報償費です。47ページです。

続きまして、54ページです。農業費、農業委員会費におきまして、農業委員の方々がいろいろ農地を守るために頑張ってくださっていると思うんですけども、農業委員会として努力されて、耕作放棄地とか、そういうのがどのぐらい減らずに済んだのか、お願いします。

55ページです。農業者においては、本当に担い手不足で困っておられます。負補交における担い手確保・経営強化支援事業と、それから、経営開始型農業次世代人材投資資金が計上されていますけれども、この投資の効果具合を説明してください。

58ページの商工費です。19、負補交におきまして、豊郷町観光協会補助金696万6,867円が計上されていますけれども、決算概要とか、監査委員の反省を促すような言葉もありました。この事業について、補助金の使われ方はどのように分析されているか、教えてください。

続きまして、72ページです。72ページの13、委託料。その前ですね、ありません。その前のページ、71ページ、11、需用費の中に修繕料というのがあるんですけども、この中にはコンピューターの修繕費が入っているかどうか。昨年、一般質問でもお聞きしましたけれども、自分がコンピューターを傷めてしまったんじゃないかと約1年も胸にため込んでいた学生がいましたけれども、このコンピューターの修繕費は計上されていなかったら、その個人の責任ではないということになるんですけども、教育委員会としてはどのように分析をされましたか。

それから、78ページです。78ページから続いています委託料の中に遊具点検委託料というのがあるんですけども、どこに委託をなさっているのか、そして、点検具合を受けて、何か傷み具合とか、使い方の工夫をこうしたらいいとかいう助言等があったのかどうかを教えてください。

それから、79ページです。負補交の中でいろんな補助金があって、スポーツ人口を増やそうという努力をなさっているんですけども、参加者の増減の様子、また、スポーツ少年団等がたった3つしかないというような事態になっているのを知っているんですけども、この補助金を生かして何とか増やすとかの努力の具合を教えてください。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 課長、どうぞ。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えします。

まず、全体的に時間外手当のことをお聞きなさっていますけども、働き方改革によるものではございません。職員の努力によるものです。

あと、次に、弁護士費用については、1年間の顧問弁護士料で大東法律事務所に払っているもので、各課で相談しに行っていますので、ちょっと回数までは総務課では分からないということです。

あと、29ページの勤務活動費につきましては、これはドリームバス等運転手の時間外の分でございます。

次に、30ページの冷暖房設備保守点検料につきましては、メンテナンスセンターというところにしていただいています。去年、ちょっと暖房が傷みまして、1回分の保守料はなかったんで、前々年度はちょっと傷んで半年分の保守料やったんで、去年は1年間通して見てもらったということですけど、クーリングタワーがそこにあっただんですけど、それがかなり古いもので、もう修繕が利かないという状況でしたので、なかなか保守点検も難しいということでもございました。

自治区画再編整備基金積立金の合計は幾らなのかということでもございますが、それにつきましては、令和元年度の決算概要の16ページに第15表の基金の状況がございますので、そこに基金の額は全て載っていますので、そちらを確認いただきたいと思います。

以上です。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

当初、3ページとおっしゃいましたけれども、決算書の細分の表を見ますと8ページから9ページ上段の税の部分かなということでもお答えさせていただきます。

それから、ご質問は大きく3つあったと思うんですけども、収納対策、それから目立った事例、それから、一部訂正あったんですけども、努力のいかなく進んでいないケースということなんですけれども、まず、収納対策ですけれども、平成31年度の税の収入状況におきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自税の現在分及び過年度分の収入の合計は約9億8,600万4,000円で、徴収率は96.61%、前年度比0.32%の減でありますけれども、過年度の収入未済額1,930万7,000円と、昨年度比4.1%減少

しているところでございます。これにつきましては、平成20年度より本町の徴収体制の見直しによる滞納整理の強化、また、平成27年8月より開始しました税務事務の共同化により、取組が、少しずつではありますが、一定の成果が出ているものと考えています。

次に、目立った事例ですけれども、昨年度、不動産の公売を行いました。その中で、滞納金額を上回った公売金額、換価金額ですけれども、がありまして、残余金を相続人2人にお渡ししたという事例がございます。

それから、最後ですけれども、努力はしたけれどもということで、努力はまだ継続して行っておりますけれども、ただ、行方不明とか、それから外国人の外国への出国等がございます。そういった方たちについては、年数がたったら不納欠損、それから、地方税法15条の7の規定によります執行停止処分を行っているところですよ。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

私どもは、30ページ、文書広報費の19、負補交ですけれども、2,000円ということで、これにつきましては、去年、そのもう1年前までは国の広報協会にも入っておったんですけれども、昨年度から国の方は脱退しまして県の方だけになりましたので、県の負担金は2,000円でいいということでございます。

それから、31ページ、企画費の13、委託料の動画製作委託料につきましては、これは、昨年度、「旅色」というウェブ雑誌と動画を作成しましたので、その委託料になります。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

45ページの下ページの真ん中ほどにあります発達相談事業負担金406万4,000円です。こちらにつきましては、愛犬4町が湖東広域衛生管理組合に委託しております心理判定員設置に係る経費の負担分です。職員2名分と嘱託1名分です。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。
人権政策課からは、43ページ、報酬の職業安定協力員の実績でございますが、月平均約10回、12か月で120回でございます。
以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは、55ページで、農業委員さんの活動についてちょっとお聞きされていたと思うんですけども、昨年度も、ある不耕作地を農業委員さんが紹介されて、不耕作地が解消されたという事例があります。

また、56ページで、経営開始型農業次世代人材投資資金の成果について聞いていただいたと思うんですけども、こちらについては、施設園芸でキュウリの園芸作物に取り組んでいる方1名の分です。

そして、58ページの豊郷町観光協会の補助金についての説明ということで、このうちの58万円が人件費、そして、このうち50万円が運営費の補助となっております。このうち66万6,867円につきましては昨年度補正させていただきましたが、それも人件費となっております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、48ページ上段の講師謝金につきましては、保育園が行っておりますサッカー協会の講師謝礼やお茶会の講師謝礼を支払っております。

また、72ページの上段の修繕につきましては、パソコンは公費で修繕いたしましたので、ここには入っております。

以上です。

社会教育課長 議長。

河合議長 中山社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員のご質疑にお答えします。

78ページをご覧ください。13の委託料、遊具点検委託料なんですけど、豊栄のさとの芝生広場の遊具を点検しております。こちらの方で修繕箇所が見つかりまして、修繕料として交換も修繕も実施しております。業者さんは、町内のエチスポーツさんに依頼しております。

続きまして、負担金、補助及び交付金の部分なんですけど、様々なスポーツ大会負担金などを活用し、また、宇区とも連携し、町内のスポーツ人口を増やしてい

っているところであります。例年に比べますと、施設の利用件数につきましては、細かな数字はちょっと持っていないですが、年々上昇で上がっているところであります。ただし、スポーツ少年団につきましては、1団体ちょっとなくなりましたので、併せてご報告させていただきます。

以上です。

議会事務局長 議長。

河合議長 議会事務局長。

議会事務局長 今ほど議長の方から私が席を離れることを許可いただきましたので、お答えさせていただきます。

高橋議員の方からご質疑いただきました議会費の職員手当、時間外が前年よりも減少しているんじゃないかということですが、これにつきましては、職員、また、職員の2人、局長と書記ですが、それぞれが連携した中で効率的に事務が進められたものと考えております。ただ、時間外につきましては、皆さんの議員活動を支援するために、どうしても委員会等で必要な時間が生じますので、この時間外については、多い少ないは皆様の活動の中でも自分たちの効率だけでは減少できない部分もありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 それでは、45ページの障害福祉費の中の説明はそのとおりだと思うんですけども、この事業は本当に大事な事業だと思います。そして、いろんな調査をされて、そして、それを認知していただく、そこで皆さん苦勞していただくのかなと思うんですけども、昨年の方は、この事業を取り組んだ該当の子供たちは全員認定、そして、支援への道へと結びつけていただけたのかどうかをお願いします。

続きまして、71ページの修繕費の中にコンピューターは入っていないということですので、確認ですけども、該当の子供は、もう自分が傷めたという心の負担は晴れたと、そのように取ってよろしいのでしょうか。説明をお願いします。

以上、お願いします。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

令和元年度の事業につきまして、全体で1,005回ありました。豊郷町分に

つきましては271回、発達相談が130回、就園前親子教室が21回等がございます。その中で乳幼児健診等もございまして、保健師等と連携をさせていただいております。この中からといいますか、愛犬つくし事業というのがありますので、そちらの方につなげるということもございます。人数につきましては、現在、愛犬つくしをご利用いただいているのは2名でございます。

以上でございます。

教 育 長 はい、議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再質疑にお答えいたします。

先ほど次長からも答弁させていただきましたとおり、中学校のコンピューターの修繕費はこの中に含まれておりますとお答えさせていただきました。ということは、個人負担ではありません。よろしく願いいたします。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 一般会計決算では41ページです。41ページの歳出の一番上の段、これは老人福祉費の扶助費のところにかかるんやね。紙おむつ支給事業というので252万200円、これが支出をされておりますが、この決算概要を見ますと、医療保険課所管のところ、この紙おむつ支給事業、要介護4以上の臥床状態の方、または要介護3以上の認知症による失禁状態の方、重度身体障害のある方の衛生的な在宅生活の維持、要介護状態の軽減、悪化防止を図るため紙おむつの支給を行った。月平均利用件数61件とありますよね。先ほど、こういう方は家庭で居宅にいるわけですから、施設入所希望というのも当然出してはおられると思うんですよ。先ほど課長は、豊郷の場合は居宅介護サービスよりも施設介護、施設入所の人数が増えてきているという話ですが、この施設介護というのは、第7期計画で施設に入れる要件としては、ここにあるような認知症の進んだ場合は要介護3、じゃない普通のほぼ寝たきりの方は要介護4以上という形の対象が狭められてきていますが、その中で、私もした中で、これまで地域密着型でお世話になっていても、要介護が進んで、地域密着型では対応できないということで、施設入所を申し込んでも、要は入所待ち、こういった形でやむなく病院で老人方の措置をしてもらう、そういうケースもあります。こういった中で、今、担当課の方で、令和元年度の決算の中で、このような施設待ちをしておられる方

が何人、ここに月平均利用件数が61件ということは、相当の方が自宅で居宅介護で家族の介護を受けておられるということですよ。このうちのどのくらいの人が施設入所を希望されているのか。また、豊郷の特徴としては、施設入所数が多いわけですよ。重症化した介護を必要な方が多いということですが、これは豊郷の非常に大きな特徴かなと思いますが、これは、令和元年度ではそれをどういうふうに捉えておられるのか。そこら辺は決算を見て、今後のまた8期にかかっていきますけど、こういった人たちの状況の説明をお願いいたします。

そして、次は、国保会計では、国民健康保険税、先ほど人数は聞きましたが、この国保税の滞納世帯の比率を税務課長の方から、全国的に滞納世帯も結構あるんですが、豊郷の場合は世帯として1,000あるかないかかな。どうか。900ぐらいやったかな。その滞納世帯比率はどんだけあるのかを説明してください。

以上です。

医療保険課長

はい、議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

決算書41ページの紙おむつ支給事業につきましてですけれども、紙おむつ支給事業につきましては、主要施策の概要等にも書いておりますとおり、保健福祉課の所管の業務ですので、当課ではありませんので、その点まず押さえていただければと思います。

施設の待機者につきましては、直近7月末現在の待機者につきましては39名おられます。施設入所の条件ですけれども、要介護3以上であれば申込みができますし、要介護2でも、例えば在宅で重度の認知が出ていて在宅生活がかなり厳しい方とかも施設の入所の申込みはできますので、そこで施設入所の方を申し込んでいただいておりますというふうにご認識の方をしております。

紙おむつの支給につきましては、当課で、例えば介護保険の認定者のうち紙おむつ支給の対象が何名という数字の把握の方はしておりませんので、それにつきましては、保健福祉課と協議の方をしまして、委員会の方でお示しできればなというふうには考えておりますけれども、在宅で引き続き生活していただいておりますので、施設の入所待機待ちという状況の方もありますので、現在待機されている方が、ある程度、去年からで待機の方が入所できている事例というのが十数件ありますので、施設につきましては、先に入所されている方が、例えば長期の入院であったりとかお亡くなりになってでないとなかなか入れないという実態の方

もありますし、特に彦根市の中の施設ですけれども、空き床の方はあるんですけども、職員の確保が難しいために入所の方をお断りしているという事例もあるというふうに仄聞の方をしておりますので、そこら辺、重度化をして施設に流れるというのは、当然、機能の方は維持するようにケアマネさんはケアプラン等を組んでいただいておりますし、機能の維持の方はできればするような計画の方を組んでおられますけれども、必ず人間は高齢化によって足腰が弱っていったりであるとか、例えば口腔の嚥下ができなくなって、やむを得ず施設入所されている方、例えば、在宅で1人で住んでおられましたけれども、家族の方が遠方におられて、在宅で面倒がなかなか難しいので、施設入所をできれば希望したいという方、それぞれ事情の方がありますので、その細かい事情を全て把握して計画に盛り込むというのはかなり厳しい状況ではありますけれども、今後のトレンドとしては、施設の入所が増加しているというトレンドを含めて計画の方に反映したというふうには考えております。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の国民健康保険税の決算の滞納未済額といたしましては2,197万8,384円ですけれども、この中の国保滞納世帯の比率というお尋ねですけれども、一概に常に滞納者がそこにいてるわけではなく、資格喪失とか資格加入とか転入転出、いろいろありますけれども、単純に、5月末現在ですけれども、2,197万8,384円に至ったときの国民健康保険の滞納者数は142名でした。それを、31年度の加入者数、全体で1,048世帯ですけど、人数で申し上げますと1,817人なので、単純に142で割りますと7.8%です。

以上です。

今村議員 人数割やね。世帯割じゃないんやね、その言い方は。

税務課長 1世帯が滞納するわけではなくて、滞納されている方が何人かおられる可能性もありますけれども、単純に世帯で割りますと13.5%という数字になります。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第85号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第88号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第86号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第89号令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第84号を予算決算常任委員会に、議第85号、議第87号及び議第88号を文教民生常任委員会に、議第86号及び議第89号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書のとおりであります。

日程第26、請願第2号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、まず請願書を朗読させていただきまして、その後、若干補足の説明をさせていただきたいと思っております。

豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願。

請願趣旨。

現在、全国で再稼働している9つの原発のうち4つは隣の福井県にあります。高浜原発の3号機と4号機、大飯原発の3号機と4号機です。これに加えて、関西電力は今年中に、3つの老朽原発、高浜1号機（運転歴45年）、高浜2号機（運転歴44年）、美浜3号機（運転歴43年）を再稼働させる準備をしています。

仮に、大飯原発で苛酷な事故が起き放射性物質が放出されると、高速4メートル

ルの西風が直進で吹いている場合、豊郷町には4時間半でその放射性物質が飛んできます。その中には、甲状腺がんを引き起こす放射性ヨウ素が含まれています。

ただ、適切な時期に安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）を服用すれば、甲状腺がんになることを相当程度に防ぐことができます。原子力規制庁の解説書によれば、放射性ヨウ素を吸入する24時間前、吸入した後の2時間までに同剤を服用すれば90%以上のがん抑制効果があります。服用が24時間後になれば、その効果は7%に急減をします。

子供は発達が早い分、放射能の影響を受けやすいと言われていています。チェルノブイリや福島では、同剤を服用しなかった多くの子供が甲状腺がんにかかっています。一方、3,303世帯のうち3,134世帯に安定ヨウ素剤を事前に配布した福島県の三春町では、甲状腺がんの発症がほとんどなかったと報告されています。

同剤の副作用について、原子力規制庁の解説書は、「副作用の心配はほとんどない。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝のリスクの方が大きい」と述べています。また、安定ヨウ素剤は1粒10円以下で購入ができ、町財政の大きな負担にはなりません。

現実に原発が稼働しており、原発事故と放射能放出の可能性がある以上、放射能から町民の命や健康を守ることは、全ての住民の願いであり、地方議会の大事な役割だと考えます。

町民、特に子供の健康と命を守るために、貴議会に、以下のことをお願いします。

請願事項。

豊郷町の全家庭、並びに教育施設など（幼稚園、保育園、小学校、中学校など）に安定ヨウ素剤を事前に配布することが請願事項であります。

若干の補足説明をさせていただきます。

まず、請願者についてご紹介をいたします。この会は、原発のない社会を目指している会でありまして、いついつまでに原発をやめるとか、そういうことは決めておられません。ですから、単純に電力会社に行って原発をやめろと叫ぶような行動はしておられません。将来的にできるだけ多くの人が、これはまずいと思うようになり、みんなの総意でやめようとする会であります。今回の請願内容も、原発をやめよというものではなく、起きてはなりません、万が一事故が起きた場合に、その被害を少しでも防ぐ手だてとして安定ヨウ素剤の配布をと請願をされています。この会の会員は、700名を超える会員の皆さんがおられます。

最後に、原発については、賛成、反対、いろいろな意見がありますが、町民、特に子供たちの命を守る本請願に同僚議員の賛同をお願いいたします。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第92条の規定により総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

日程第27、意見書第1号少人数学級を求める意見書案を議題といたします。高橋議員の提案の説明を求めます。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、意見書第1号少人数学級を求める意見書案について提案をさせていただきます。

私も意見書案を読むことで提案に代えさせていただきます。

少人数学級を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は、子供たちの学びに大きな負担を強いることになりました。

開校後の学校は、夏休みの短縮、マスクをつけての授業、学校行事が軒並み中止になるなど子供たちが大きなストレスを抱える状況となっております。現在の35人及び40人学級では、ここに40人を足させてください。感染者予防のために、児童・生徒の十分な身体的距離を確保することも困難な状況にあります。

これから必要となる子供たちのケアや、学習への遅れへの対応、これは35人及び40人学級では難しいと考えます。

分散登校中の少人数授業で、一人ひとりの顔が見えることや、授業がよく分かることを、子供たちや先生は実感できました。

その状況の下で、7月3日に全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。提言は、「子供たちのケアと学びを保障し、授業中の身体的距離の確保をする、その両方から少人数学級が必要だ」と強調し、少人数編制を可能とする教員の確保等財政措置の拡充も求めています。

政府の経済財政諮問会議のいわゆる骨太方針閣議決定でも、少人数指導の体制の整備の検討が初めて盛り込まれました。これを受けて、脆弱な教育条件を抜

本的に改善し、豊かな学びと子供たちの安全・安心の学校生活を保障するために、国の責任で少人数学級を実現されるよう強く求めます。

内容としまして、1つ、国の責任で少人数学級を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出させていただきます。

私もこのことはとても興味関心を強く持って見守っているところですが、最近も、中日新聞でこのように少人数学級を大きなテーマにした記事が出るなど、全国的に保護者、そして現場の先生方の大きな声となっています。しかし、残念ながら財源の壁があるということです。昨日は、文部科学大臣の萩生田大臣も、「自分も、少人数学級が必要だということは、そのように思っています」という発言をテレビの討論番組でおっしゃっていたそうです。とにかく予算がつかつかないか、この事業が推進できるかがかかっています。今こそ地方議会の権能を生かして、国に向かって意見を表明しようではありませんか。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

鈴木議員 賛成討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、少人数学級を求める意見書に対する賛成討論を行います。

3か月に及ぶ休校の後、6月から全国で学校が再開をいたしました。長期休校は、学習の遅れや格差の拡大など、子供たちに計り知れない影響を今も与え続けています。

再開後の学校では、分散登校、学級を2つに分けるなどの措置が取られましたが、今はまた元どおりの学級に戻り、感染防止の3つの基本、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの1つである身体的距離の確保が難しいという重大な問題が生まれています。これらを解決するには、学校の先生方を10万人増やし、子供の実態に応じた柔軟な教育、学習指導要領の弾力化を図り、少人数学級を実

現することが必要だと考え、意見書に賛成といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書第1号少人数学級を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

日程第28、意見書第2号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを求める意見書案を議題といたします。

今村議員の提案の説明を求めます。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、意見書第2号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを求める意見書案、これにつきまして説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、極めて憂慮すべき事態となっています。滋賀県の感染者数は、8月27日付で428人、今、9月6日付では462人に増えています。拡大を続けています。

政府は、第1波収束のために、全国に緊急事態宣言を発令し、感染終息が見えたとして緊急事態宣言も解除しました。しかし、第2波襲来とも言われる感染拡大が、大都市部のエピセンターから全国に拡散されました。

日本のPCR検査の人口比での検査数は、世界、今、大体196か国ありますが、その中で日本の検査率というのは151位とされています。検査数が増えない原因は、国が定めた検査対象や検査基準が専ら保健所中心の行政検査に枠を狭めていることです。

保健所の数は、1990年代、それまでは全国に850か所ありましたが、2000年代、地方行革とか社会保障の関係法律の改定とかいろいろ進みまして、2000年代では保健所の数は472か所と半減しています。職員数も全国で7,000人減らされてきました。滋賀県においても、現在、保健所の数は、県の管轄が6か所、大津市独自の保健所が1か所という状況です。こういった中で、今回のコロナ禍の中で保健所はパンク状態に陥り、検査が受けられない状況が生まれました。滋賀県でも、保健所の行政検査だけでは1日75件しかできないと。それを、滋賀大の病院も利用したりして、2回りして百何十件という形ですけれども、世界の中におきましては、医療の現場の医師、看護師不足がわが国

においては非常に深刻です。日本の医師の数は、人口1,000人当たり2.4人、これはOECD加盟36か国中32位と非常に少ない。また、日本の入院患者1人当たりの看護師さんの数は0.86人。ちなみに、ドイツでは1.61人、フランスでは1.75人、イギリスでは3.08人、アメリカでは4.19人という状況で、日本の医療現場が非常に逼迫しているというのが、医療崩壊寸前だという状況に今陥っております。

今後、秋・冬に想定されるコロナ感染拡大やインフルエンザの拡大などから、国民の命と暮らしを守るために、政府は、早急に国会を開催しコロナ有事の対策を進めて、関係法律の整備や下記事項の措置を講じるように強く要望いたします。

5点について要望項目を説明いたします。

1、無症状感染者を早期発見するために、PCR検査、抗原抗体検査の拡大に向け、社会的検査にも行政検査と同様に財政措置を実施すること。皆さんもご存じのように、エッセンシャルワーカー、お医者さん、それから看護師さん、また介護職の皆さん、そして保育士さんや、地方公共団体の職員さんや、また消防士の皆さん、救急搬送されたり、そういったエッセンシャルワーカーという人に対しての無症状感染者を早期に発見することが感染拡大を防ぐという立場に立って、国もそういうことも言い始めておりますが、わが町議会からも、こういったことに財政措置を取って、今後来ると思われる新型コロナの秋・冬の対策として国の対策強化を求めています。

2番目の公衆衛生の拠点である各都道府県の保健所充実に向け、予算措置を取ること、この問題も、戦後は結核症とかいろいろな感染症も出て、保健所の業務というのが結構多岐にわたっていた中で、保健所の公衆衛生業務というのが、日本は高度にインフラも進んできましたから、どんどんどんどん削減されてきましたが、こういった新たな感染症が広がる中で、地域をやはり公衆衛生の立場で見守る保健所に対して、今の人数では、この豊郷町は彦根保健所管内ですが……。

河合議長 今村さん、記したとおりに言ってください。

今村議員 はい、説明を今しています。

河合議長 文面がつながりません。

今村議員 文面と同じ説明を今しています。

彦根保健所のお医者さんは1人で、保健師さんが7人しかいないんです。こういった中で、彦根、愛知、犬上の1市4町を網羅しておるという状態は大変厳しい状況です。国も予算措置も考えていくという話も出ています。こういったことの拡充を当議会でも出していただきたいと皆さんにお願いします。

3 番目の医療・介護・福祉の経営難、人員確保対策として診療・介護報酬の引上げ、人材確保に向けた財政措置を実施すること、これは、8月20日に、わが党、日本共産党彦根犬上議員団と、彦根医師会、会長、副会長、事務局長の皆さんと意見交流、懇談をいたしました。こういった中でも、今、このコロナ禍、第1波の後に非常に経営が逼迫して、もうお医者さんが足りない、医師が足りない、看護師さんは募集しても来ないんやと切実な訴えもありました。こういうのも含めて、やっぱり国の対策強化がなければ地方のコロナ対策のこういったことはできないということで、これも求めています。

4 番目、陽性者の隔離・保護・治療の体制をつくるために、各都道府県の地域医療の実態に即した財政支援、人的支援を行うこと。この豊郷町は、一応この管内は、彦根市民病院が重症を含めて40床、そういったことを受け入れるという、南の方は県立総合病院ですよね、拠点病院としてはあるんですが、それも非常に逼迫して、とても体制的にできるかどうか分からないという話がありました。こういったことも、やはり当町議会からも国に対して意見書を上げて、命の選別を受けるのではなく、必要な人には医療や、また、そういう治療も、隔離・保護もできる体制を当議会でも意見書として上げていきたいと思っております。

5 番目は、地域ごとの感染状況の情報開示を拡大すること。これは、議会でも、豊郷町の感染者が出て、そのときに町執行部の説明もお聞きいただきましたが、やはり地域の感染状況、また、PCR検査の数とか、より地域の実態に即した話も出していただくという形にしないと、いかに感染防止を個人でやっていくにしても、そういう情報が足りないということではなかなか進まないということで、国に対しても必要な情報は公開拡大を進めるという意見書を、5点につきまして、豊郷町議会でもこの意見書を、ぜひ採択を同僚議員の皆さんの賛同でいただきまして、関係省庁、大臣等に送付をしたいと思っております。どうか皆様のご協力よろしくをお願いします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議員 なし。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、意見書第2号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを求める意見書案について、賛成する立場から討論に参加します。

この意見書が提出された後も、県内のコロナ感染者は増え続け、昨日時点で462人となりました。全国では7万1,945人と発表されています。拡大の一途をたどっています。

本意見書案の説明の中で、日本の検査体制、保健所体制、医療現場への支援がOECD各国と比べて著しく劣っていることと、対応が立ち後れていることを提案者が説明されました。これらを解決していくために、国がしっかりと財政支援をしていくことが緊急に求められています。

この意見書では、提案事項として、1つ、PCR検査、抗原抗体検査の拡大、社会的検査にも行政検査と同様の財政措置を、2、保健所体制の充実、3、エッセンシャルワーカーと言われている方々への財政支援、4、陽性者の隔離・保護・治療の体制確立と財政・人的な支援、これを行うことによって、万が一感染しても、ちゃんと対応してもらえるとという国民の安心感にもつながると思います。5つ目で、地域ごとの情報開示の拡大などを提案しておられます。いずれも国民の願いに沿ったものでございます。

現在のように自治体任せとなっている状態では、国民の感染拡大への不安を取り除くことはできませんし、医療・介護・福祉現場での仕事そのものが成り立たない状況にもなりかねません。国会を開会して、国としてコロナ感染症対策と財政支援をしてほしいという当たり前の国民の願いを実現するために、地方議会として意見表明をすることが大事だと考えます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書第2号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、否決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、

よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時52分 散会)